

仕 様 書

1 件名

生活介護事業所そよかぜの森備品（事務備品）購入

2 納入場所

生活介護事業所そよかぜの森（草加市柿木町字竹1213番1、1214番3）

3 納入期限

施設建築工事の進捗状況により協議の上、決定するものとする。

4 支払方法

完了払

5 備品名・仕様及び数量

別紙「備品一覧表」のとおり

6 設置箇所

別紙「備品配置表」のとおり

7 備品の特記仕様

- (1) 納入する備品は、参考例示品又は参考例示品と同等以上のものとする。
- (2) 参考例示の備品には、本体製品の製品番号のみ記載していることに留意し、備品としての機能を満たすために本体製品以外の付属品等が必要になる場合は、これらの調達及び諸費用も含むものとする。
- (3) 参考例示品以外の備品で積算する場合は、平成28年11月21日（月）までに必ず事業団担当者へカタログ、同等品規格確認票（別紙）を持参した上で、説明し承諾を得ること。同等品規格確認を得ていない品目については、参考例示品で積算したものとみなす。
- (4) 備品は全て新品のものとし、傷、歪み、凹み、汚れ等の付着がないものであること。また、設置までの間に製品の仕様変更やモデルチェンジ等があった場合には、最新のものを引き渡すこと。

8 納入及び設置

- (1) 納入については、施設建築工事の進捗状況により、事業団担当者と協議の上、日時・場所及び手順を確認すること。また、納入1ヶ月前までに納入及び設置にかかる工程表を事業団に提出し、承認を得ること。
- (2) 搬入時は、床・壁・建具等について必要な養生を行い、万一、建物等に損傷を与えた場合には、受注者の負担により誠意を持って原状回復を行うこと。
- (3) 高さが1,500mmを超える備品については、金物固定等により転倒防止を図ること。

なお、単体では1,500mmを超えない備品であっても、積み重ねて使用する備品については、積み重ね後の高さが1,500mmを超える場合は、転倒防止を図ること。

- (4) 本建物には、エレベーター（最大積載量975kg、定員15人）が一基あり、適切に養生を行った上で使用することができる。
- (5) 納入及び設置時に要請があった場合は、職員等に対し製品の取扱説明を行うこと。

9 費用

- (1) 本仕様書の内容を満たすため本体製品以外の付属品等が必要な場合は、その費用も含むものとする。
- (2) 積算に当たっては、搬入、組立、設置、取付、梱包材の廃棄等、納入までに掛かる全ての費用を含むものとする。

10 保証期間

一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）のガイドラインに基づき、日常の状態で使用した場合の故障、品質不良、変質等は無償で対応すること。

11 その他

- (1) この仕様書に記載のない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、事業団担当者と協議のうえ決定すること。
- (2) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (3) 事業団品質マネジメントシステム（ISO9001）の取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (a) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (b) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

12 問合せ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団
事務局生活介護事業所建設推進室 竹城・馬場

TEL 048(930)0311

FAX 048(930)0313